

# 令和3年 第10回米子市教育委員会定例会会議録

日時 令和3年8月24日（火）午後2時  
場所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）  
白 井 靖 二  
上 森 英 史  
荒 川 陽 子  
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼教育総務課長	松 田 展 雄
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
学校給食課長	伊 藤 康 恵
子育て支援課長	金 川 和 弘
子育て支援課担当課長補佐	大 谷 和嘉香
文化振興課課長補佐	下 高 瑞 哉
学校教育課課長補佐	仲 倉 昭 雄
学校教育課担当課長補佐	住 田 耕 一
教育総務課教育企画室長	斎 木 雅 徳
教育総務課課長補佐	東 森 健 悟
教育総務課係長	足 立 卓 哉
教育総務課主任	砂 刈 智
教育総務課主任	手 嶋 英 司

議事日程 令和3年8月24日 午後2時開議

第1 会議録署名委員の指名

第2 前回の会議の会議録の承認

第3 教育長の報告

第4 議 事

議案第42号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の  
点検・評価について

議案第43号 米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補  
助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定につ  
いて

- 議案第 4 4 号 令和 4 年度から令和 6 年度まで使用する中学校歴史的  
的分野の教科用図書採択について
- 議案第 4 5 号 財産の取得について
- 議案第 4 6 号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について
- 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 4 9 号 令和 3 年度一般会計補正予算（補正第 7 回）について  
（教育委員会の所管に属する部分）
- 議案第 5 0 号 米子市教育委員会事務局職員の人事異動について

開 会 午後 2 時

浦林教育長 ただいまから、令和 3 年第 1 0 回米子市教育委員会定例会を  
開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員に上森委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第 2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前  
回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 前回の会議は 7 月 2 9 日に開催されまして、議案第 4 1 号「県  
費負担教職員の懲戒処分の内示について」をご審議いただきま  
して、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に、日程第 3 教育長の報告について、私から報告をいた  
します。

2 点ご報告をさせていただきます。1 点は、先ほどありました  
懲戒処分についてですけれども、減給 1 0 分の 1、6 月の処  
分になり、同日付で本人は辞職しました。保護者に向けての説

明会のほうも学校で実施していただきましたけれども、大きな混乱もなく受け止めていただきました。今後の信用回復、そして再発防止ということで、教育委員会としても各校長とともに進めていきたいと考えております。皆さんにもご心配をおかけしております。

それからもう1点は、こども総本部についてです。6月の議会で、ふれあいの里の改築の費用の予算を承認をいただいております。現在、ふれあいの里の2階から工事が始まるように聞いております。我々教育委員会は1階のほうに配置ということで、今の時点では12月1日に供用開始できればという形で進んでおります。12月の教育委員会からは、恐らくふれあいの里のほうにお集まりいただくことになるのではないかと考えております。またその時にはお伝えをしたいと思います。

#### 4 議事について

浦林教育長 それでは、日程第4 議事に入ります前にお諮りいたします。米子市教育委員会会議規則 第13条によりまして、議案第50号「米子市教育委員会事務局職員の人事異動について」を追加議案として提出させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第50号「米子市教育委員会事務局職員の人事異動について」を本日の議事に追加します。議事日程と議案の配布をお願いします。

#### ◇議案第42号 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

浦林教育長 それでは議事に入ります。議案第42号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

齋木室長 はい。

浦林教育長 齋木室長。

齋木室長 議案第42号「令和3年度実施 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」教育総務課から

ご説明いたします。

資料は事前にお配りしております、この「点検・評価報告書」でございます。去る8月11日、委員協議会で協議いただきました内容につきまして、教育委員の意見として取りまとめをいたしました。その確認と併せて、その後、外部の有識者の方々にご意見聴取を行い、それを盛り込んだ形での最終報告書となります。本日はこれをご確認いただき、報告書を完成する運びでございます。

そうしますと、報告書に基づき概略を説明させていただきます。前年度と変わらない部分については総括的な説明のみとさせていただきます、前年度との相違点については詳しく説明させていただきます。

それでは点検・評価報告書の1ページをお開きください。まず1. 点検・評価の目的でございます。下から2行目でございますように、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。前年と同様でございます。

続きまして2. 教育委員会の構成及び会議の開催状況でございます。(1) 教育委員会の構成は令和2年度の委員名簿の任期となっております。(2) 会議の開催状況は、開催実績に基づいて記載してございます。

次に2ページでございます。3. 教育委員会の会議での審議状況でございます。教育委員会で審議しました案件は、内容ごとに分類いたしまして、件数を分類番号別にまとめ、前年度と同様に記載してございます。2ページ目中段から4ページにかけて、教育委員会の付則会議における審議案件と分類番号を記載しております。

次に4ページの下の方でございます。4. 教育委員会会議以外の活動状況でございます。教育委員の主な活動状況を記載してございます。

次に5ページです。5. 教育委員会事務局の組織でございます。

次に6ページは、6. 教育委員会事務局の主な担当業務を記載してございます。

次に7ページからは、点検・評価の具体的な実施内容に関わる部分でございます。まず7. 点検・評価と米子市教育振興基本計画についてでございますが、33の後期基本施策を10の管理及び執行状況の点検・評価をし、その進捗状況や課題等も踏まえて評価をしております。なお市長部局へ移管・委任した

事務については、教育委員会の権限がないため教育委員会による3次評価は行っておりません。最後のページに、米子市教育基本計画体系図を載せてございます。

7ページに戻っていただきまして、8. 点検・評価の方法でありますが、前年と同様でございます。

次に8ページから11ページまで。9. 点検・評価結果の概要を記載してございます。まず(1)総合評価でございますが、今年度の取組においては新型コロナウイルス感染拡大の影響があり、対策は講じたものの事業の実施回数や参加人数の減少が見られたため、評価が低いものがございました。一方で目標達成・順調・概ね順調の割合は7割を超えておりまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を除けば、全体としては概ね順調に進捗したものと評価しております。続きまして(2)基本目標ごとの評価でございますが、教育基本計画の4つの基本目標ごとに評価をし、委員さんが行われました3次評価及び学識経験者の主な意見・指摘事項を記載してございます。教育委員さんの個別の意見につきましては、13ページからあります基本施策ごとの点検表の下段にそれぞれ記載してございます。また評価にあたりまして、新型コロナウイルスの感染拡大の影響があったものについては個々に記載してございます。

次に132ページでございます。11. 学識経験者の知見を記載してございます。教育委員会としての点検・評価をまとめるにあたりまして、点検・評価の客観性を高めるため、教育に関して学識経験を有する方々の知見を活用することとしております。去る8月16日に、こちら記載にございます3人の学識経験者から点検・評価に関する意見を伺いまして、併せて記載してございます。全体を通したものとして、『年度を通じて新型コロナウイルス感染症の影響があり、感染対策を含め工夫をしてよく取り組んでいた』という意見をいただいております。

今後の運びでございますが、この点検・評価の報告書につきましては、市議会の9月議会、民生教育委員会に報告した後、ホームページで公表することとしております。

報告書の概要につきましては以上でございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。荒川委員。

荒川委員 多少の変更とか追加ってというのはできるんですか。

浦林教育長 齋木室長。

齋木室長        こちらに加えまして新たなご意見ということであれば加えさせていただきます。

荒川委員        タムタムスクールの動画の再生回数なんかも、実際の参加者よりすごく多かったので、皆様のご意見にもありましたし、せっかくなので回数なんかも載せられたらいいかなと思ったのが1点と。

もう1つは、学校教育課の不登校対応のところのコメントのところなんですけど、ICTを活用した不登校対応に取り組んで欲しいという言葉もあるんですが、そもそもいじめとか不登校の未然防止についても言葉を加えていただけたらと思います。不登校になられた方の対応はもちろんなんですけども、それを未然に防止するっていう視点がとても大切だと思うので、それをちょっと加えていただけたらなと感じました。

浦林教育長        ではまず視聴回数のことがあったんですが、118ページですか。タムタムスクールのところですね。齋木室長、どうですかね。

齋木室長        こちらにつきましては評価の対象外というところになっておりますが、担当課のほうと協議いたしまして取組状況等のところに記載をするという形で対応させていただきたいと思います。

浦林教育長        今の動画の配信数に加えて再生回数なんかを載せたほうがよいということだったと思いますので、そのへんは担当課と相談してどうまとめていくのか、1個ずつ載せたり、あるいは顕著なものを。

齋木室長        再生回数の把握がどのくらいできるかというのもあるかと思えますので、わかりましたら載せるようにいたします。

浦林教育長        ではそれは担当課との連携で決めてください。もう1点は不登校対応のことについて。

西村課長        これは教育委員さんの意見・指摘に加筆されたいということですか。

荒川委員        はい。

齋木室長       それにつきましては様式2の下段のほうに新たに加える形で  
記載をさせていただきたいと思います。

浦林教育長       その他いかがでしょうか。  
教育委員の意見あたりに、ご発言いただいた内容等を、ニュ  
アンスが違ってないかどうか目を通していただいて、もし違  
和感があれば言ういただければ。特段なかったということ  
でよろしいでしょうか。

(賛成の意思表示)

浦林教育長       では異議がないようですので、議案第42号「令和2年度教  
育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について」は、  
原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第43号 米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に  
関する規則の一部を改正する規則の制定について

浦林教育長       次に議案第43号「米子市教育委員会の権限に属する事務の  
委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定に  
ついて」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

住田担当課長補佐 教育長。

浦林教育長       住田担当課長補佐。

住田担当課長補佐 議案第43号「米子市教育委員会の権限に属する事務の委任  
及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定につい  
て」をご説明させていただきます。

米子市は、令和3年10月1日より、市役所本庁舎1階にス  
マート窓口を開設します。スマート窓口とは、デジタル技術  
を活用し、婚姻や出生、死亡、または転出入などに伴う複数  
の手続きを一括で提示・受付することにより、住民サービスの  
向上及び業務の効率化を図るものです。

スマート窓口での教育委員会の関係の事務は、市内で校区  
を跨ぐ転居の時に引き続き前の学校に通いたい場合の学校校  
区外就学許可申請、米子市から転出した時に引き続き米子市  
の学校に通いたい場合の区域外就学願、離婚の時に学校の保  
護者を変

更したい場合の保護者変更届。以上3業務の受付をすることになります。あくまで受付業務なので、決定等は教育委員会が行います。10月と11月の間はスマート窓口が開設されても、市民の方は従前どおり手続きのため第2庁舎にお越しになりますが、12月に教育委員会がふれあいの里に移転した後は、ふれあいの里とスマート窓口にテレビ電話ブースを開設し、教育委員会事務局職員がテレビ電話を使って手続きを説明します。その後、申請書などをスマート窓口の職員が受け取るようになります。その業務を行うための規則の一部改正になります。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
では質疑がないようですので採決いたします。議案第43号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第43号「米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 次の議案の審議に入ります前にお諮りいたします。議案第44号「令和4年度から令和6年度まで使用する中学校歴史的分野の教科用図書採択について」は、教科書の採択結果の公表を採択協議会を設置する年に準じまして9月1日以降としております。また、議案第45号「財産の取得について」から、議案第49号「令和3年度一般会計補正予算（補正第7回）について」は、いずれも市としての公表は8月26日を予定しております。さらに、議案第50号「米子市教育委員会事務局職員の人事異動について」は、教育委員会の事務局職員の人事に関する案件であり、審議の内容を公にすることは馴染まないと考えますので、これらの議案の審議を非公開とすることを提案したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第44号から議案第50号の審議については非公開といたします。



◇議案第44号 令和4年度から令和6年度まで使用する中学校歴史分野の教科用図書採択について

浦林教育長 それでは議案第44号「令和4年度から令和6年度まで使用する中学校歴史的分野の教科用図書採択について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

仲倉課長補佐 教育長。

浦林教育長 仲倉課長補佐。

仲倉課長補佐 議案第44号について、まずそれまでの経緯につきまして少しお時間をいただいでご説明させていただきます。

令和2年度に、令和3年度から6年度まで4年間使用いたします中学校教科用図書の採択を行ったところでございますが、昨年度、採択後に自由社の歴史の教科用図書が、国の検定を経て新たに発行されることとなりました。このことにより、本年度、新たに採択替えを行うか否かを判断する必要が生じました。令和3年3月30日付の文部科学省からの通知を確認いたしましたところ、『自由社の教科書が新たに発行されたので採択替えを行うことが可能である。採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものである。』という記載がございました。文部科学省の通知にあります“採択権者”とは、各市町村教育委員会でございますが、鳥取県西部地区では9市町村が共同採択を行っております関係で、同一地区で統一の教科書を使用しなければならないという決まりになっております。そこでこの度、採択替えを行うか否かを判断するにあたり、西部地区採択協議会を立ち上げて協議をする必要があるか県を通じて文部科学省のほうに確認をいたしましたところ、「立ち上げる必要はない」という回答を得ております。そこで共同採択を行っている西部地区の各市町村と一旦協議いたしました結果、まずは各市町村の教育委員会でこのことについて協議を行い、全ての市町村がこのまま採択替えを行わず、令和4年度以降も昨年度採択した歴史の教科用図書を使用するのであれば西部地区の採択協議会は立ち上げない。しかし、もし1町村でも採択替えを行うということになれば、急ぎ採択協議会を立ち上げ協議するという結論に至っております。

以上のことから、本日、米子市といたしまして、歴史の教科

用図書の採択替えの有無についてお諮りいたしたく、議案として上げております。

では引き続きここから、本市として採択替えの有無についてご提案させていただきます。

先ほどお配りしております資料でございますが、まず、資料1でございます。これは今年の6月に、県教育委員会より各市町村に配布されました資料でございます。県の資料ですのでページがついておりませんが、資料の末尾から3枚目をご覧ください。後ろから3枚目が、新しく発行されました自由社の教科書につきまして、県のほうが調査いたしました報告書でございます。こちらのほうに自由社という会社の教科書の特徴が記載されております。

併せまして資料2ですが、昨年の採択時にもお配りしておりますが、昨年度の西部地区採択協議会での協議内容でございます。この資料2につきましては、5ページをご覧ください。5ページが、歴史の教科用図書を採択するにあたって、各委員さん方から頂戴したご意見等をまとめたものでございます。その中で『単元を貫くというのが設定されているということが指導者にとって使いやすく、また子どもたちの思考・判断を促すのに効果的である。』ということが、帝国書院を採択する決め手となったと記載されております。より詳細につきましては、18ページのほうにございますが、これら資料2つをもとに、限られた時間の中で申し訳ありませんが、以下の4つの理由で、米子市教育委員会といたしましては採択替えを行わないということをご提案させていただきたいと思っております。

まず1つ目の理由ですが、元々法的には一度採択したものは4年間継続使用するということが原則であるとされています。ただ今年度につきましては、自由社の教科書が新たに採択される、これが非常に稀なケースでございます。採択替えを行ってもよいという国からの指示があったということでございます。ただ原則としては、1回決めたものは4年間使うということが法的には定められております。

2つ目の理由は、『採択替えは必ず行わなくてもよい』と記載されていること。

3番目。県から送付された資料1でございますが、それと昨年度採択結果の資料2、この2つを見較べたところ、本市として、新たに発行された自由社の教科書が昨年採択された教科用図書を上回るものではないと判断すること。

4番目ですが、既に中学校現場では、今年度、新たな年間指

導計画に基づいて授業が行われており、採択替えが再度行われますと、わずか1年でまた年間指導計画を作成しなければならなくなる。また1年で教科書が替わるということは、子どもにとっても混乱を生じる可能性が少なからずあること。

以上4つの理由において、昨年度採択した教科用図書の使用を考慮しております。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

仲倉課長補佐 教育長。

浦林教育長 仲倉課長補佐。

仲倉課長補佐 1つ大切なことをお伝えしておりませんでした。そもそも見本が送られてきていないということがございまして、そういうことで新たに採択替えをしないというご提案についてはこの資料2つで判断させていただいたということです。

荒川委員 市にもこれだけの資料しかないということですか。

仲倉課長補佐 そうでございます。

浦林教育長 白井委員。

白井委員 そうすると、この議案44号っていうのは必要なんですか。

浦林教育長 仲倉課長補佐。

仲倉課長補佐 採択替えを行うか否かということについては、こちらでお諮りをして決定しなければならないということでございますので、本日お時間を頂戴したところでございます。

白井委員 なるほど。改めて採択をするということではないんですね。

浦林教育長 仲倉課長補佐。

仲倉課長補佐 本市としましては、採択替えを行わず継続して使用することがいいのではないかと判断しております。

浦林教育長 それについていかがでしょうか。上森委員。

上森委員 元々、自由社はどうして遅れたんですかね。教科書が替わるとわかっているのに。

浦林教育長 仲倉課長補佐。

仲倉課長補佐 昨年度の採択に間に合わず、再度、国の検定を経て、結果的に昨年度の採択以降に発行されたという経緯がございます。

上森委員 元々は通らなかったということですね。

仲倉課長補佐 そうです。

浦林教育長 通常、通らないというか1回引っかかったらどういうふうにするんですか。仲倉課長補佐。

仲倉課長補佐 本来ですと、採択年には検定を通ったものが発行されて見本本として送られてくるんですが、このタイミングで検定を通らなかった教科書が、再度国のほうに、修正したうえで、再申請をいたします。そういう流れでございます。

上森委員 出しても使うところがあるから再審査を通したわけですね、きっと。変えるところが。

三瓶委員 特別な思いがあったんですか。他の教科書とは。

浦林教育長 それでは異議がないということのようですので、採決いたします。議案第44号については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第44号「令和4年度から令和6年度まで使用する中学校歴史的分野の教科用図書採択について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第45号 財産の取得について

浦林教育長 それでは次に議案第45号「財産の取得について」を議題と

します。  
事務局から説明をお願いします。

下高課長補佐 教育長。

浦林教育長 下高課長補佐。

下高課長補佐 議案第45号「財産の取得について」説明させていただきます。

『財産を取得することについて、別紙のとおり（資料を付けておりますけども）地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める議案を提出する。令和3年8月24日 米子市教育委員会』ということで、財産を取得するにあたって面積と金額が規定を上回りますので、議案として米子市議会に提出いたします。その許可をいただくための議案でございます。

詳細は別紙のとおり書いておりますが、場所は旧湊山球場敷地です。今日見ていただいたところですか。この取得する財産の場所ですけれども、大体バックネット裏から三塁側のスタンドの下になります。つまり、内堀にあたるところでございます。面積が5295.68㎡で、取得金額は2億2千万です。相手方は、米子市尾高町66番地 坂口合名会社 代表社員の坂口平兵衛でございます。この件につきましては、令和3年7月13日開催の米子市財産評価審議会において、「買取価格は市の評価額とすることが妥当である」との答申を頂いております。この民有地を取得することによって、更なる整備の促進が図れるものと思っております。併せて借地料の解消にも寄与するものと考えております。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

上森委員 評価額はどれくらいですか。

浦林教育長 下高課長補佐。

下高課長補佐 財産評価ですけれども、不動産鑑定士に依頼してやったものが㎡あたり41,500円でございます。

上森委員 そうすると135,000円くらいですか。

下高課長補佐 坪にすると13万ぐらいになります。

上森委員 大体そういう時には市の評価価格で買い取りをするんですか。

浦林教育長 下高課長補佐。

下高課長補佐 財産の取得にあたって、土地の場合は基本的なやり方としては不動産鑑定を取りまして、その額を参考に市としての評価額を作成し、米子市財産評価審議会という第三者機関がありますので、その審議会にこの金額が妥当かどうかというのを諮問いたしまして、適正だという答申をいただければその額で買い取りを行います。

浦林教育長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。

それでは、質疑がないようですので採決いたします。議案第45号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第45号「財産の取得について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第46号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について

浦林教育長 次に議案第46号「教育に関する事務に係る議案に対する意見について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。金川課長。

金川課長 議案の4ページをご覧ください。議案第46号「教育に関する事務に係る議案に対する意見について」ご説明いたします。

本市では、令和4年4月に公立施設では初となる幼保連携型認定こども園を設置することとしております。この設置に向けて市議会9月定例会に「米子市立認定こども園条例の制定について」という議案を上程することとしております。

幼保連携型認定こども園でございますが、教育基本法上の学校と児童福祉法上の児童福祉施設の両方の性格を持つものであり、学校としての位置付けとなります。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、『教育に関する事務に

ついて定める議会の議決を得るべき議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聞かなければならない』と規定されていることから、教育委員会にお諮りするものです。

この条例の内容でございますが、11ページをご覧ください。こちらの制定内容でございますとおり、幼保連携型認定こども園の設置に関する内容及び認定こども園が学校の位置付けになることに関係して、その他の条例の一部を改正する内容となっております。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

荒川委員 お願いします。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 今まで長い準備期間を経て今ここに来ていると思うんですけど、15ページに経緯が書いてあって、その中で自治会から要望書が出ているようなんですが、地域の方からどういう要望が出ていたのか教えていただけたらと思うんですが。

金川課長 令和元年10月に、淀江地区の自治連合会からの要望書です。すいません、ちょっと今日は要望書の用意をしていないんですけども。

荒川委員 概要、どういったことを住民の方が望んでおられたのかということがわかればと思ったんですが。

金川課長 内容としましては、園の設置にあたっての、現在の淀江保育園と宇田川保育園の保護者の意見を尊重するといったような内容でありました。細かい項目が何点かありまして、個別の内容は本日把握しておりませんが、すいません。また後日出しましょうか。

荒川委員 いいです。地域の方がどういう要望を持たれて、そういったことも汲んできつと計画が進んできたんだろうなとは思ったんですが、実際どういったことを具体的に要望として上げておられたのか、ちょっと気になったもので。

金川課長 地元から跡地利用のことがありまして、それについては検討

を今後進めていきますということで、この3月にお答えしているようなことはございます。地元あるいは保護者の方とは協議の場を持ちまして、設置の案内とかそういったものをご説明してその都度意見をいただいて、その内容についてはしてきているところでございます。ご存知かもしれませんが、また造成した際には土壌の話、そういったものについても丁寧に調査をすると、そういった要望もありましたので、土質調査を市として実施をしたいということがありました。

荒川委員 概ね地域の方の要望に沿って計画が進んでいるということですか。

金川課長 そうですね。その都度、決定事項については地域あるいは各園の保護者の方に説明をしているところでございます。

荒川委員 もう1点よろしいですか。今の建物の今後の利用方法について検討中だということなんですけど、そもそも建物がすごく古いのかなと思うんですが、その耐震とかそういったことについては何となく思い描いておられる部分というのは既にあるんですか。

金川課長 要望としましては、淀江保育園については、隣接する淀江幼稚園も含めて撤去して、緑地化しての利用という要望が出ておりました、それについては総合政策課という部署があるんですけども、そちらのほうでその要望を受けて検討するという状態でございます。宇田川地区については、跡地利用の具体的な内容というのはまだ出てきておりません。その要望をいただいた段階でどういった形にするかということで検討したいと思えます。

荒川委員 ありがとうございます。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。

三瓶委員 はい。

浦林教育長 三瓶委員。

三瓶委員 12ページから13ページにかけてなんですけど、一番下の



ほうから、園を利用している子どもを市長さんが認定こども園から退所させることができることとする、というところの(あ)が引っかけってしまったんですけど。『感染症または悪質の疫病にかかった時』、これっていうのは、“退所”っていうのは一時的な退所という意味での退所ですか、それとも完全なる退所。治った場合、治らない疫病とか治らない感染症とかそういった意味での。どういう意味ですかね。

大谷担当課長補佐　こちらのほうについては、保育所に関係する条例からずっと引き続いてあるものになってくるんですけども、こちらについては、実際問題としては本当にそういうことがあり得るかということになりますと、なかなか想定はしづらいかなというところはあるところでございます。ですので、これが元々保育所にあったもの自体が昭和のかなり初め頃からある条文ではございますので、これを今の状況に当てはめて、例えばコロナだからやめてくださいというようなことがあるかといえば、もちろんないということになりますし、ただ今後、何らか恐ろしい流行等々がありまして長期間休園等々ということもあるという想定の中でこの条文はそのまま残しているということになりますので、実際問題として本当にそんな退所させてしまうことがあるのかと言われますと、恐らくはないであろうということになります。

三瓶委員　感染症とか疫病とかって、どこかから移るという場合で、恐らく個人に対しての条文だと思うんですけど、何か人権的な、私が保護者だとしたらちょっと納得がいかない対象になるかなと、どうしてもどんな状況であっても、この“感染症・疫病”というのは思ってしまうような気がするんですけど。これはやっぱり残しておくべきですか。

金川課長　(い)の条項にもありますとおり、他の子どもに影響を及ぼすということで、例示はしておりませんがその“感染症”というのは、他の子どもさんたちに対しての影響という意味合いで、感染症リスク、そういった場合にやむを得ずという場合が想定されると思います。医学も進歩しておりますので罹ったら治らないという感染症の可能性自体は低くなっていると思いますが、そういったどうしても移る、感染が広がる、長期化するというものに限られるのかなとは思っています。

荒川委員       それは例えば出席停止とか。小学校や中学校でも出席停止とか、そういう文言のほうが相応しいのかなというふうに今伺っていたんですけど。

金川課長       そういう一時的なものではなくて、長期間というもの。以前でしたら、例えば結核であったりとかそういった病気に対して、いわゆる園に在籍するような期間に完治が見込めないとか、恐らくそういったものになろうかとは思いますが。実際条文に基づいて退所をお願いしたケースというのは、恐らくこの近年、存在しないと思いますので。そのへんは過去なので、もし実際現実にこういった条文をもとに保育園を退所しているようなことがありましたら、そこは注意して対応していくということにはなります。恐らくないとは思いますが。

荒川委員       そういう視点では、学校教育課の立場からされると、小学校や中学校はこういう、どういう表現が当てはまっているのか。昔からの条例を今回新しくされるのであれば、逆に今の人権感覚に基づいた言葉というのがもしあるのであれば相応しいのかなと思って今伺っていたんですが。小・中のこういう規約みたいなものというのは、やはり同じような文言というのがあるんですか。

西村課長       教育長。

浦林教育長     西村課長。

西村課長       小・中学校は義務教育学校ですので、“退所”という表現はありません。やめさせる、退学させるなんていう表現はありませんけども、おっしゃるように“出席停止”は、これは市町村の教育委員会の判断で出席停止にすることができるという条文はありますので、そういうのは“出席停止”というのが当てはまるのかなとは思いますが。

浦林教育長     金川課長。

金川課長       現在で言いますと新型コロナウイルス感染症で、そういった場合には「登園の自粛のお願い」といった形で出しております。

三瓶委員       対象のところを、例えば「一時的な登園停止」または何か変

えられたほうが良いような気もしないでもないですけど。

大谷担当課長補佐 よろしいですか。この条文に関しては「認定こども園条例」に係るものではなく、こちらに書いてございますように、「子ども・子育ての支援の実施に関する条例」の改正案ということになりますので、認定こども園に直接、この今回設定する中の一部の条例を改正するというものになりますので、ちょっとこの文言自体を今ここの判断で削除しますというのは申し上げにくいということは申し上げておきたいと思えます。

白井委員 出来る規定なので、読み方や運用の仕方でも何とでもなると思うんですけど、確かに感覚としては（あ）だけだともものすごく軽いなといいますか、感じはしますよね。感染症または悪質の疾病に罹って、なおかつ（い）のようにすごくまわりに影響を及ぼしてまずいということであれば、という感覚ならあれなんですけど、（あ）または（い）というふうを受け取ると、感染症って山ほどありますしね。なんか運用の仕方によっては何でもかんでも退所させられるの、みたいな。ちょっと怖い表現かなという感覚は覚えます。

金川課長 この感染症がどういった位置づけのものかというところで、法定指定感染症とかどういったものが対象になるかというところ、今回の条例にこの条文が設けられた趣旨というところでもあるんですけど、そういったところと。あと他市の同様の条例ですとかそういったものも見ながら、例えば法的にこの条文を置いておく必要があるのかということも含めて、ちょっと今回については今回のこの条文という形になりますけれども、そもそもの条文が必要かどうかということについては、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 松田事務局長。

松田事務局長 金川課長にちょっと伺うんですけども、市の条例制定の検討委員会はもう終了していると思うんですが、そこでの指摘状況はいかがですか。

金川課長 法令審査会においては、条文の細かい内容について等はあり

ましたけども、内容自体の特段の指摘というものはございませんでした。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 はい。

松田事務局長 市としては、市の法令審査会、幹事会等ではこの条文で大丈夫だということで通過したということなんですか。

金川課長 先ほどの説明のとおりであります。  
制定時点との部分で、現状においてどうなのかということや周辺の状況等も確認しながら、必要であればその都度見直すことも考えていきたいと思っておりますので、また検討していきたいと思っております。

浦林教育長 今、教育委員さんの感覚だと若干違和感を感じるということがありましたので、そういったことも少し考えていただくということで。

金川課長 そうですね。市長がということを追加するということです。

浦林教育長 そういう意見もあったということで踏まえておいていただければと思います。  
ではよろしいでしょうか。採決をいたします。議案第46号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第46号「教育に関する事務に係る議案に対する意見について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第47号 工事請負契約の締結について

◇議案第48号 工事請負契約の締結について

浦林教育長 次に議案第47号「工事請負契約の締結について」及び、議案第48号「工事請負契約の締結について」は、いずれも啓成小学校に関連した案件であるため、この2議案を併せて審議し

たいと思います。

事務局から説明をお願いします。

東森課長補佐 教育長。

浦林教育長 東森課長補佐。

東森課長補佐 そういたしますと、議案第47号及び第48号の説明をいたします。28ページからでございます。

まず資料の説明をいたしますけれども、この議案の他にいつものイメージ図を付けておりますが、その他に平面図を付けております。A3版のものですが、この図面は以前、この委員会の場でご覧いただきまして、この場限りで回収させていただいたものでございます。今回、全ての入札が終わりまして契約相手が決定いたしましたので、この度はお持ち帰りいただいて構わないものでございます。

そういたしますと議案の説明をいたします。まず議案第47号「工事請負契約の締結について」でございます。本議案は、啓成小学校ふれあい棟新築ほか建築主体工事について、8月6日に執行されました公募型指名競争入札により、契約の相手方及び金額が決定したので、市議会9月定例会に上程しようとするものです。

この工事は、啓成小学校の改築工事のうち、ふれあい棟の新築、それから渡り廊下の整備、そして外構工事、そして既存の体育館の屋根の撤収を行うものでございまして、契約の金額及び契約の相手方につきましては資料に記載したとおりでございます。

続きまして議案第48号、同じく「工事請負契約の締結について」をご説明いたします。こちらの議案は啓成小学校プール改築・建築主体工事について、同じく8月6日に執行された公募型指名競争入札におきまして、契約の相手方及び金額が決定いたしましたので、市議会9月議会に上程しようとするものです。

こちらの工事は、啓成小学校における既存のプールの解体と新しいプールの建設を行うものでございます。契約の金額及び契約の相手方につきましては、資料に記載のとおりでございます。

なお両議案ともに予定価格が1億5千万以上の工事でありますことから、地方自治法第96条第5号の規定によりまして、

市議会の議決を要するものでございます。

浦林教育長 質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

質疑がないようですので採決いたします。議案第47号及び議案第48号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第47号「工事請負契約の締結について」及び、議案第48号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第49号 令和3年度一般会計補正予算（補正第7回）について（教育委員会の所管に属する部分）

浦林教育長 次に議案第49号「令和3年度一般会計補正予算（補正第7回）について（教育委員会の所管に属する部分）」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

齋木室長 教育長。

浦林教育長 齋木室長。

齋木室長 議案第49号、令和3年度一般会計補正予算（補正第7回）につきましてご説明させていただきます。

この度の補正予算は、9月2日に開催されます米子市議会定例会に上程を予定しているもので、いわゆる9月補正予算でございます。

配布資料の4ページ、5ページをご覧くださいませでしょうか。4ページの一番下にあります合計欄をご覧くださいませと、この度、教育委員会所管の補正予算額といたしまして200万円を計上してございます。補正後の予算額を43億4593万3千円としております。

次に5ページをご覧くださいませ。事業の概要を記載してございます。文化振興課でございます。市内遺跡発掘調査事業といたしまして、200万円計上してございます。こちらは、開発事業等に伴う事前の試掘調査に伴う経費・人件費でございますが、新たに5カ所の試掘調査が必要となったため予算を計上するも

のでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。上森委員。

上森委員 追加になった調査の内容は何でしょうか。

浦林教育長 下高課長補佐。

下高課長補佐 追加になりました5カ所ですけれども、公共事業が3カ所、民間開発が2カ所でございます。公共事業は青木にあります小松谷川というよく氾濫する川がありますけれども、この河川改修での事前の試掘調査でございます。あと陰田町にあります大池という大きな池がありますけれども、改修工事が予定されております。あと橋本川、米子高校のところですけども、この改修工事が入っておりますので、その試掘調査です。公共事業は、今、年度当初よりも年度中途での、いわゆる補正が結構ありまして、それに対応するためにこういう試掘調査も求められるということでの今回の対応でございます。

あと民間開発は、淀江の福岡、上淀の近くですけれども、太陽光パネルを畑に設置するという方がおられまして、これの試掘調査、あとごみ処分場造成のための試掘調査等々が入っておりまして、小さい調査ですけれども5カ所入っており、今回補正をお願いするものでございます。

浦林教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

質疑がないようですので採決いたします。議案第49号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第49号「令和3年度一般会計補正予算（補正第7回）について（教育委員会の所管に属する部分）」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第50号 米子市教育委員会事務局職員の人事異動について

[非公開] 議案第50号「米子市教育委員会事務局職員の人事異動について」

浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子

市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 3 分